

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法に基づき、マージン率等について公開いたします。

株式会社 ワイズアップ

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。
(法第 23 条第 5 項)

●労働者派遣の実績およびマージン率 (平成 30 年 4 月末現在)

拠点名称	本社
拠点の所在地	福岡県福岡市中央区大名 1-3-46 大名イマンスビル 4F

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣に関する料金の平均額	②派遣労働者の賃金の額の平均額	マージン率 (①-②) ÷ ①
0	0	21,900 円	15,494 円	29.3%

※前期事業年度には、労働者派遣の実績はありません。

※数値は、前々期事業年度実績の平均値となります。

マージン率とは

派遣先より、株式会社ワイズアップに支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージン率でありこれらを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料など事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
会社運営費用	健康診断費用、募集費用、就業管理費用、営業費用 など
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

●教育訓練について

基礎研修、ビジネスマナー講習、日本語能力研修、リーダーシップ研修 など

●その他

資格取得支援制度あり、社外アクティビティ活動あり

●キャリアコンサルティング担当：佐藤 (092-715-7225)